

# 2022（令和4）年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）  
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

## 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

様式第6号の2（部分全国版）（原簿）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315 0123456789

労働者数 事業場別	労働者数 事業場別
対象年 9：令和 年 月 日（報告 回目）	報告年月日 9：令和 年 月 日
事業場の種類	事業場の名称
事業場の所在地	電話番号
健康診断実施機関の名称	
健康診断実施機関の所在地	
取扱有害物質・業務内容	物質 業務内容
項目	業務内容
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	人
受診労働者数	人
所見のあった者の人数	人
事業者 氏名 所属機関の名称 及び所在地	
年 月 日 事業者代表者 労働基準監督署長	受付印

- ### 変更点
- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
  - 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。  
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

# 安衛則第48条(安衛法第66条第3項)の歯科健康診断 (定期のものに限る)を行った際の当該健診結果報告 方法が変わります。【施行時期:令和4年10月1日】

歯科健康診断結果は、**様式第6号の2**(有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書)に記載して提出することが義務付けられます。

また、**事業場の人数にかかわらず**、その実施報告が義務付けられます。

( 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気  
又は粉じんを発生する場所における業務(安衛法施行令第22条第3項) )

新様式第6号

常時50人以上  
の労働者を使用  
する事業者は  
報告義務あり

有害な業務に  
従事する労働者  
を使用する事業者  
は常時労働者数に  
関わらず報告義務  
あり

様式第6号の2(新規)

歯科健診結果項目削除

取扱有害物質、業務内容  
従事労働者数、健診結果  
等 記載項目追加